

告 示

埼玉県告示第百三十六号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

空中写真撮影

三 作業地域

北本市全域

四 作業期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年三月二十五日まで